

府中市生活保護受給者及び生活困窮者の就労支援事業に関する
公募型プロポーザル募集要項

1 業務概要

(1) 業務件名

府中市生活保護受給者及び生活困窮者の就労支援事業

(2) 業務の目的

生活保護受給者及び生活困窮者（以下、対象者）からの就労相談に応じるとともに、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行支援、就職に向けた支援を行い、対象者の希望や特性に合った求人開拓や就職後の職場定着支援を行うなど、就労を支援することを目的とする。

また、就労経験やスキルが乏しい、就労意欲が低いなど、就労に関する課題を多く抱え就労が困難な対象者に対して、就労意欲を喚起するための訓練を実施し、就労へ向けた準備を支援する。

(3) 業務の内容

別紙1「府中市生活保護受給者及び生活困窮者の就労支援事業概要書」のとおり

(4) 業務委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(5) 委託料上限額

55,275千円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

2 参加資格

(1) 府中市契約事務規則第34条に規定する指名競争入札参加資格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者でないこと。

(4) 提出した書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。

(6) 本業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有している者であること。

- (7) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。

3 参加手続

(1) 募集及び選定方法

本業務に係る事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式とする。

事業者の提案書及び見積書、プレゼンテーションにより1事業者を受注候補者として選定する。

(2) 提出書類

参加を希望する事業者は、次の書類を期限までに提出しなくてはならない。

ア 参加申込書（別紙）

イ 提案書

別紙の基準に基づき審査を行うので、提案書は次の内容を含め作成すること。書式は任意で、A4サイズとする。

事業の一部を再委託するときは、再委託先の事業者の概要、契約内容等を詳細に記述すること。

副本には、社名及び提案者が特定できる記載は除くこと。

(ア) 業務実施方針及び実施体制

(イ) 同種業務及び関連業務の実績

(ウ) 業務の企画提案

次の項目を必ず記載すること。

- a 就労支援員の配置人数、保有資格、業務時間等。
- b 就労支援の進め方。
- c 求人開拓の方法。
- d 就労に向けた訓練の実施方法。
- e 就労意欲を喚起する方法。
- f 対象者が就職した後の職場定着支援の実施方法。
- g 精神疾患等の課題を抱える対象者への支援方法。

(d) リスク管理

ウ 見積書

見積りは、被保護者就労支援、生活困窮者就労支援に分けて積算し、合計が委託料上限額55,275千円の範囲内で提案すること。

見積書には本業務に係る一切の経費を含むものとし、算出根拠を示した内訳書を添付すること。

(i) プレゼンテーション

プレゼンテーションは、提案書を用いて15分間で行い、その後質疑応答を行う。

原則として提案書に記載した実施体制における統括責任者または主たる業務担当候補者が出席し、提案説明及び質疑への回答を行うこと。

受注候補者を選定するための評価基準については、別表のとおり。

4 選定結果

提案書不採用の者に対し、不採用の理由を書面により通知する。

なお、不採用の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（府中市の休日に関する条例第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により不採用についての説明を求めることができる。

不採用の理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる日の翌日から起算して10日以内（休日を含まない。）に、書面により回答する。

5 提出書類の提出期限及び提出方法等

(1) 参加申込書

ア 提出期間 令和3年12月10日（金）から12月24日（金）まで

イ 提出部数 正本1部

ウ 提出方法 10の書類等の提出先へ持参又は郵送

(2) 提案書及び見積書

ア 提出期間 令和4年1月17日（月）から1月25日（火）まで

イ 提出部数 9部（正本1部・副本8部）

副本には、社名及び提案者が特定できる記載は除くこと。

ウ 提出方法

10の書類等の提出先へ持参

提出時間は平日の午前8時30分から午後5時までとし、事前に問合せ先の担当
まで連絡すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和3年12月10日（金）から12月20日（月）まで

(2) 提出方法

福祉保健部生活援護課（engo01@city.fuchu.tokyo.jp）へ電子メールで送付し、問合
せ先の担当者へ連絡すること。（様式は任意）

(3) 回答方法

電子メールにより、令和3年12月21日（火）に、参加申込みのあった全事業者
に回答を送信する。（質問元の事業者名は送信しない。）

7 プレゼンテーション

(1) 日時 令和4年1月31日（月）から2月4日（金）のいずれか2日

(2) 場所 府中市役所

8 受注候補者の決定

令和4年2月上旬（予定）

9 その他

(1) 提案は、1事業者につき1提案とする。

(2) 提出期限までに書類が提出されない場合は、いかなる場合であっても参加できない。
提出期限後における書類の差替え及び再提出は認めない。

(3) 本提案に係る提出物については返却しない。

(4) 参加に係る経費は参加者の負担とする。

(5) 提出された書類等は、受注候補者を選定するための手続き以外には使用しない。

なお、提出された書類について情報公開請求があった場合は、原則、開示となる。

(6) 次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とするとともに、指
名停止を行うことがある。

ア 提案書、見積書、添付資料及びその他必要書類に虚偽の記載をしたとき。

イ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。

- (7) 通信障害による電子メールの不達など、本市及び提案事業者以外の第三者の責に起因する事故等については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 本提案により受注候補者に決定したことをもって、提案したすべての内容の契約を保証するものではない。
- (9) 令和4年度の予算が議会で可決された場合に契約することとする。
- (10) 受注者等の公表については、府中市プロポーザル方式ガイドラインに沿って行うこととする。

10 書類等の提出先及び問い合わせ先

府中市福祉保健部生活援護課 (担当) 中川

〒183-8703 府中市宮西町2-24 府中市役所東庁舎6階

電話 042-335-4105 (直通)

Fax 042-366-3669

E-mail engo01@city.fuchu.tokyo.jp

別表 受注候補者を選定するための評価基準

評価項目	評価の視点
1 業務実施方針及び実施体制	業務実施方針は適切か
	業務実施体制、個人情報保護の取組みは十分か
	職員の配置人数、保有資格、業務経験等は妥当か
2 同種業務・関連業務の実績	自治体における同種業務の実績、関連業務の実績は十分か
3 業務の企画提案	本市の生活保護の現況や雇用情勢等を多角的に分析し十分に理解しているか
	就労支援の内容及び実施方法は妥当で効果が見込めるか
	就労意欲を喚起させるための施策は具体的かつ独創性があり、効果が期待できるか
	求人開拓の方法や実現可能性は妥当か
	職場定着支援の方法は適切か
	対象者確保のための施策があるか

	対象者の受入人数及び就労見込み人数は妥当か
	精神疾患等の問題を抱える対象者への支援方法は適切か
4 リスク管理	想定しているリスクとその対処方法は適切か
5 見積金額	就労支援事業の見積金額は妥当か
6 プレゼンテーション	資料や説明は論理的で分かりやすく、質疑応答は的確か
7 その他	全体を通して企画力や構想力、説明力は十分か